

2021年8月17日

「令和3年8月の大雨」により被災された事業者の皆さまへのご案内

このたびの大雨により被害を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

一日も早い復旧を心よりお祈り申し上げます。

このたびの災害にかかる、事業資金の借入のお申込み、返済猶予のご相談につきましては、ご遠慮なく佐賀銀行本支店窓口にお問い合わせ下さい。

また、市町等が発行する「罹災証明書」を取得されたお客さまにつきましては、下記の「災害復旧資金」による低利融資をお取り扱いしておりますので、お知らせします。

1. 「災害復旧資金」制度概要

融資対象者	佐賀県内（全域）の被災中小企業者・事業者 ※市町等が発行する「罹災証明書」等が必要になります
資金使途	災害復旧を行うために必要とする設備資金及び運転資金
融資限度額	3,000万円（被害金額の範囲内）
融資利率	年0.9%
融資期間	10年以内（うち据置期間2年以内）
信用保証料率	年0%（佐賀県が全額負担）

2. お取扱期間

2022年3月31日（木）各商工団体受付分まで

返済額の試算、制度の詳しい内容等につきましては、佐賀銀行本支店窓口にお問い合わせください。

※お申込みに際しては佐賀銀行所定の審査を行い、審査結果によってはご希望に添えない場合がございます。

以上